

生食発0427第2号
平成28年4月27日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

「クドアを原因とする食中毒の発生防止について」の一部改正について

Kudoa septempunctata (以下「クドア」という。)を病因物質とする食中毒への対応については、平成24年6月7日付け食安発第7号「クドアを原因とする食中毒の発生防止について」(以下「本通知」という。)により取り扱っており、検査法については、平成23年7月11日付け食安監発0711第1号「*Kudoa septempunctata*の検査法について(暫定版)」により通知しているところです。

今般、クドアの検査法を変更するため、本通知について、以下のとおり改正しますので、取扱いについてご了知の上、対応方よろしくお願ひします。

記

本通知「1. クドアが検出された生食用生鮮ヒラメについて」中、

平成23年7月11日付け食安監発0711第1号「*Kudoa septempunctata*の検査法について(暫定版)」により検査を実施し、筋肉1グラムあたりのクドアの孢子数が 1.0×10^6 個を超えることが確認された場合、食品衛生法第6条に違反するものとして取り扱うこと。

を

平成28年4月27日付け生食監発0427第3号「*Kudoa septempunctata*の検査法について」により検査を実施し、筋肉1グラムあたりのクドアの孢子数が 1.0×10^6 個を超えることが確認された場合、食品衛生法第6条に違反するものとして取り扱うこと。

に改める。